

部長、参事官及び所属長  
殿  
情報通信部長

災対発第21号  
平成28年1月25日  
30年保存(口訓)  
本部長

高知県警察先遣隊設置・運用要領の制定について(通達甲)

高知県警察先遣隊の設置・運用に関し「高知県警察先遣隊設置・運用要領の制定について(例規)」(平成26年3月20日備二発第70号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察先遣隊・運用要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

別添

## 高知県警察先遣隊設置・運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、高知県警察先遣隊（以下「先遣隊」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものである。

### 第2 設置の目的

先遣隊は、県内において大規模な災害や事故等による突発重大事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に現場に派遣し迅速かつ的確な初動措置を執る部隊として設置するものとする。

### 第3 編成

先遣隊の編成は、別表の高知県警察先遣隊編成基準のとおりとする。

### 第4 指定及び解除

#### 1 先遣隊長等

先遣隊長は機動隊長を、先遣隊副隊長は機動隊副隊長をもって充てるものとする。

#### 2 隊員

先遣隊の隊員は、交機隊、機動隊及び情報通信部において年度ごとに指定するものとし、当該所属は、別記第1号様式の先遣隊員編成表及び別記第2号様式の先遣隊員名簿を作成して災害対策課長へ提出し、災害対策課長が取りまとめて本部長に報告するものとする。

#### 3 任期

先遣隊の任期は、1年間とする。ただし、任期中に異動その他の理由により隊員の指定を解除するときは、当該所属は、解除の理由とともに新たに指定する隊員について別記第1号様式の先遣隊員編成表及び別記第2号様式の先遣隊員名簿を作成して災害対策課長へ提出するものとする。

### 第5 任務

各小隊の任務は、次のとおりとする。

#### 1 トライアル小隊

- (1) 被災状況、道路状況等に係る情報の収集及び報告
- (2) 後続部隊の誘導
- (3) その他特命事項

#### 2 レスキュー小隊

- (1) 救出救助及び避難誘導
- (2) 応急救護
- (3) その他特命事項

### 3 情報通信小隊

- (1) 現場映像の送信
- (2) 無線通信の確保

## 第6 運用

### 1 出動の要請

署長及び高速隊長（以下「署長等」という。）は、先遣隊の出動を要すると認められる事案を認知したときは、速やかに次の事項を本部長に報告して出動の要請を行うものとする。

- (1) 出動及び待機を必要とする理由
- (2) 出動先、出動日時、出動期間
- (3) 服装、携行装備品、車両等
- (4) その他必要と認める事項

### 2 指揮系統

出動した隊員は、出動を要請した署長等の指揮の下その任務を遂行するものとする。

### 3 教養訓練

先遣隊長にあっては先遣隊の任務遂行に必要な部隊訓練を、各小隊の所属長にあっては各小隊の任務遂行に必要な訓練を適宜実施するものとする。

## 第7 庶務

先遣隊の庶務は、災害対策課において処理するものとする。

なお、災害対策課及び先遣隊の隊員の所属においては、先遣隊編成表及び先遣隊員名簿を保管するものとする。

（別表・別記様式省略）